

## 令和6年度 兵庫県教員20年次研修実施要項

- 1 趣 旨 県内公立学校の主幹教諭、教諭及び講師（任用の期限を附さない常勤講師）（以下、「教諭等」という）として、20年次に達した者に対し、最新の教育課題に関する知識・技能を習得する機会を設け、各学校における相応の経験を基盤として、時代の変化に対応し得る実践的指導力の向上を図る。
- 2 主 催 兵庫県教育委員会
- 3 対象者 以下のいずれの条件も満たす者
  - (1) 令和6年4月1日現在、県内公立学校の教諭等として勤務している者で、15年次相当研修を修了した者又は本県公立学校以外の教諭等としての勤務期間が15年を過ぎて本県公立学校教諭等として採用された者
  - (2) 平成17年度に、国立・公立・私立学校の教諭等として初めて採用（本県内外を問わない。以下同じ。）されて20年目を迎えた者※養護教諭・栄養教諭の研修については、この要項とは別に定める。
- 4 内 容 対象者は、兵庫県教員資質向上指標に基づき、県教育委員会事務局教職員人事課が実施するビデオオンデマンド(VOD)による非違行為防止研修を受講するとともに、次の研修から自己の課題に応じて1日の研修を選択して受講する。
  - ・ 県教育委員会事務局本庁関係課が実施する職務研修及び担当者研修
  - ・ 県立総合教育センターが実施する担当者研修及び選択研修（「令和6年度教職員研修のしおり」参照）
  - ・ 県教育委員会事務局地方機関が実施する研修
  - ・ 県高等学校教育研究会が実施する教科等部会研修会
  - ・ 市町組合教育委員会が実施する研修、研究発表会
  - ・ 市町組合立学校校長会が実施する教科等部会研究会
  - ・ 教職員支援機構兵庫教育大学センターが実施する研修※オンライン研修を受講した場合は、課題レポート等、研修の成果を確認できるものを管理職に提出すること。
- 5 その他
  - (1) 受講に関する旅費は、所属所負担とする。
  - (2) 4の研修の申込み方法等詳細は、それぞれの実施要項等で確認すること。必要経費として、食費等の実費を受付時に徴収する場合がある。
  - (3) この要項に定めるものの他、必要な事項については県立総合教育センター長が別途定める。